

副 本

平成25年(ワ)第46号, 同第220号, 平成26年(ワ)第224号 直送済
損害賠償請求事件

原告 伊東達也 外

被告 東京電力ホールディングス株式会社 外1名

被告東京電力準備書面 (30)
(裁判外での財産的損害の賠償の実情と弁済の抗弁)

令和2年10月13日

福島地方裁判所いわき支部 民事部 御中

被告東京電力ホールディングス株式会社訴訟代理人弁護士 棚 村 友 博



同 田 中 秀 幸



同 青 木 翔 太 郎



同訴訟復代理人弁護士 石 神 脩 平



た賠償であること	42
第6 被告東京電力準備書面（26）及び同（28）における弁済の抗弁の主張が時機に後れたものではないこと	43
1 原告らの主張	44
2 精神的損害及び財産的損害の賠償額の総額をもって弁済の抗弁に充てるとの主張が時機に後れたものでないこと	44
（1）精神的損害及び財産的損害の賠償額の総額をもって弁済の抗弁に充てるとの主張は、新たな事実の主張を伴うものではないこと	44
（2）精神的損害及び財産的損害の賠償額の総額をもって弁済の抗弁に充てるとの主張は予測不能な法的論点を提示するものではないこと	45
（3）小括	46
3 世帯構成員間での弁済の相互充当が認められるべきであるとする主張が時機に後れたものではないこと	46
4 被告東京電力に故意・重過失がないこと	47
5 小括	48

第1 はじめに

原告らの本件訴訟における精神的損害（慰謝料）の賠償請求に対しては，被告東京電力準備書面（26）及び同（28）において，被告東京電力が原告らに支払った財産的損害及び精神的損害を含む賠償額の総額をもって弁済の抗弁を主張する旨を明らかにした。

このような主張の理論的根拠は，そもそも本件事故という同一の不法行為により生じた財産上の損害と精神上の損害の賠償請求権は，請求権として1個であり（最判昭和48年4月5日民集27巻3号419頁，乙A161・2頁及び3～5頁），精神的損害と財産的損害の区別は実体法上1個の請求権に係る細目にすぎないという点にあり，原告らが，本件事故による精神的損害のみを取り上げて本件訴訟で請求する行為は，1個の請求権のうちの任意の一部についての請求をするものにほかならず，一部請求における弁済充当に係る「外側説」の考え方を踏まえ，被告東京電力としては，原告らの請求権全体に対して，既払いの総賠償額をもって弁済の抗弁を提出するものである。

かかる弁済の抗弁の主張に対しては，原告らより，原告ら準備書面（88）において，理由がないとする反論がなされている。

そこで，以上の被告東京電力の主張を補足し，敷衍する趣旨で，本準備書面においては，原告らの主張自体からしても，財産的損害を含めた全賠償額に係る弁済の抗弁を踏まえた判断が行われるべきであることを確認した上で（第2），被告東京電力が裁判外で財産的損害に対する損害賠償として行っている賠償の内容を見れば，その賠償においては，本件事故の損害賠償の特殊性，すなわち，本件事故による被害者数が極めて多数に上り，被害者に対する迅速な救済が求められることなどから，財産上の実損害の発生の証明を求めず，被害者に有利に損害の発生をみなして賠償が行われており，このような財産的損害の賠償は全体として避難等対象者の精神的苦痛を填補するに足るものとして

賠償されていることを明らかにし（第3）、さらに、自主的避難等対象者及び自主賠償基準の対象区域（福島県県南地域及び宮城県丸森町）においても、精神的損害と生活費増加分等の支出とを厳密に区分することができない実情があり、その全賠償額が弁済の抗弁として充当されるべきであることを明らかにし（第4）、判例・裁判例や被告東京電力の賠償の実態に照らせば、世帯構成員間での弁済の相互充当が認められるべきであることを明らかにし（第5）、最後に、被告東京電力準備書面（26）及び同（28）における弁済の抗弁の主張が時機に遅れたものではないことを明らかにするものである（第6）。

第2 財産的損害を含めた全賠償額に係る弁済の抗弁を踏まえた審理が行われるべきであること（費目間での弁済充当）

1 被告東京電力の弁済の抗弁に係る主張の妥当性は原告らの請求内容によっても裏付けられていること

財産的損害を含めた被告東京電力による賠償額全額が、本件訴訟における原告らの精神的損害の一部請求に対する弁済の抗弁として扱われるべきであることについては、以下のとおり、原告らの請求内容からも裏付けられる。

すなわち、原告らは、本件訴訟において請求する損害の内容について、「原告固有の積極損害（避難実行中の家財購入費、生活費増加分、避難実費などの算定可能な財産的損害）や消極損害（就労不能損害など）、生命身体損害など」を含まず、「本件事故に基づき原告らが被った無形の財産的損害及び精神的損害」のみであるとし、無形の財産的損害の典型例として「自給自足や農作物・魚介類などの物々交換による生活費代替機能の喪失ないし低下、旧知の住民同士の相互扶助機能の喪失ないし低下、並びに自然とのふれあいの場の喪失ないし低下による損害等」を挙げている（原告ら準備書面（55）・2頁）。

しかしながら、まず、原告らが主張している無形の財産的損害の範囲は必ず

しも明らかではなく、原告らがその典型例として挙げる「自給自足や農作物・魚介類などの物々交換による生活費代替機能の喪失ないし低下」自体、代わりに商店等で食材の購入を行うようになったことによる日常生活費の増加費用という形で、損害として顕在化するものである。

また、原告らは、本件事故による原告らの平穩生活権侵害の内容として、「①放射能汚染へのばく露と身体的侵襲(外部被ばく,内部被ばく)－身体的被害,②放射能汚染へのばく露により身体的被害(健康被害)を被ったのではないか,あるいは被るのではないかとの深刻な(強い)恐怖感あるいは危惧感・不安感,③放射能汚染により家庭生活上,地域生活上,職業上等被った,様々な困難,障碍,不便により引き起こされた無形の損害及び精神的苦痛」を挙げている(原告ら準備書面(56)・7頁)。しかしながら、原告らが生活上このような被害についても,そのような不便な生活に伴い生じた移動費用や生活費の増加分等の財産的損害に対する填補がなされることにより,その精神的苦痛は慰謝されると解されるのであり,財産的損害と精神的損害を明瞭に区別できるものではない。実際に,原告らの陳述書においても,本件事故と相当因果関係を有するかどうかは別としても,多数の原告らが,本件事故後における精神的苦痛を基礎付ける事情として,財産的な出捐ないし損失があった事実を挙げているのである。

このように原告らは,本件訴訟において請求する損害の内容を無形の財産的損害及び精神的損害に限定すると主張しながらも,本件事故後に各種の財産的損害が生じたという事情を原告らの精神的苦痛を基礎付ける要素として精神的損害の賠償請求をしているのであり,かかる原告らの請求内容に対しては,精神的損害の名目で支払われた賠償金だけではなく,財産的損害も含めた支払い済みの総賠償額をもって弁済の抗弁の対象として判断されるべきであることが明らかである。

2 精神的損害と財産的損害とは実体法上一つの請求権に係る細目にすぎないこと
そもそも本件事故という同一の不法行為により生じた財産上の損害と精神上の損害とは、その賠償の請求権は実体法上の請求権としては1個であり、訴訟物の個数としても1個であって（最判昭和48年4月5日民集27巻3号419頁¹、乙A161・2頁及び3～5頁）、その細目ごとにそれぞれ独立の損害としてそれぞれに損害賠償請求権が成立するという扱いは取られていない。

また、財産的損害と精神的損害とは截然と区別することができるものではなく（乙A162・3～5頁）、とりわけ、本件のような平穏な生活利益の侵害があったとしてされている損害賠償請求においては、原告らが主張する様々な不利益の中には、精神的損害のみならず、財産的損害として評価され得るようなものも含まれるのであって、財産的損害と精神的損害との区別はより曖昧なものであるといえる（乙A162・5～6頁）。

この点について、原告らは、精神的損害と財産的損害とを区別して賠償額の合意を行っているADR手続の和解事例を挙げて、両損害は明確に区別し得るものであり、また、こうした取り扱いを行ってきた経緯に照らして、本件訴訟における弁済の抗弁の主張が禁反言の原則（民法1条2項、民事訴訟法2条）に悖るものであると主張している（原告ら準備書面（88）・第2）。しかしながら、自主的な紛争解決手段であるADR手続において精神的損害と財産的損害を便宜上区別して賠償額を合意しているとしても、本件事故による原告らの精神的損害及び財産的損害のありようが本来明瞭に区別しがたい性格を有するものであり、財産的損害が填補されることによってそれに伴う精神的苦痛

¹ 慰謝料と逸失利益はそれぞれ別個の訴訟物を構成するからそれぞれの請求額を超えて請求を認容することは違法であるとして争われた事案において、最高裁は「本件のような同一事故により生じた同一の身体傷害を理由とする財産上の損害と精神上的の損害とは、原因事実および被侵害利益を共通にするものであるから、その賠償の請求権は1個であり、その両者の賠償を訴訟上あわせて請求する場合にも、訴訟物は1個であると解すべきである。」と判示し、全体の認容額が原告の請求する総額の範囲内であれば、財産上の損害と精神上的の損害とを彼此融通して認容することができるとした。

が慰謝されることになる関係があることも否定しがたい事実であるから、原告らの上記主張は被告東京電力の上記主張に対する何らの反論になっていない。

3 裁判所は財産的損害と精神的損害の内訳に拘束されないこと

(1) 裁判所は、原告らが精神的損害と財産的損害とに殊更区別して賠償請求を行った場合でも、原告らが提示した財産上の損害と精神的損害の内訳に拘束されず、請求総額の範囲内であれば原告の主張する慰謝料額を超えて慰謝料を認容することもできる(前掲・最判昭和48年4月5日民集27巻3号419頁)。このように、財産上の損害と精神的損害は同一の請求権を構成するものであって、その細目ごとにそれぞれ独立の損害としてそれぞれに損害賠償請求権が成立するという扱いは取られておらず、費目間での弁済充当も認められている(同最判に係る最高裁判所判例解説(最高裁判所判例解説民事篇(昭和48年度))458頁)。

また、一般に慰謝料には補完的機能又は調整的機能と呼ばれる機能があるとされており、こうした機能は、「財産的損害の賠償が不十分であると考えられる場面において、慰謝料を認める、あるいは、それを増額することで、十分な賠償を実現するという場面で用いられてきた」(窪田充見編『新注釈民法(15)債権(8)』(有斐閣, 2017年)880頁〔窪田充見〕(乙A163))。このような慰謝料の補完的機能は、慰謝料の算定・評価は財産的損害と一体的になされるべきとの考え方に基づくものといえる。

判例上も、最判平成6年2月22日民集48巻2号441頁は「上告人らは、被上告人の安全配慮義務の不履行に起因するところの、財産上のそれを含めた全損害につき、本訴において請求し、かつ、認容される以外の賠償を受けることはできないのであるから、本訴請求の対象が慰謝料であるとはいえ、他に財産上の請求権の留保のないものとして、原審が慰謝料額を認定するに当たっても、その裁量にはおのずから限界があり、その裁量権の行使は社会通念により

相当として容認され得る範囲にとどまることを要するのは当然である。」と判示し、「他に財産上の請求」があるか否かが慰謝料額の認定にあたって考慮されるべき重要な要素であるとするものであり、このような判断には、財産的損害と精神的損害を一つの請求権と捉えることが前提とされている。

そして、実際に生活費増加分や避難に要した費用等の財産的損害が賠償によって填補されれば、かかる賠償によって平穏な生活が回復することに伴い、精神的苦痛は慰謝されることになること、特に自主的避難等対象区域に居住していた者及び福島県南地域に居住していた者については、具体的な法益侵害が直ちに生じているわけではなく、仮に法益侵害を觀念するとしてもその原因は主観的・抽象的不安感とそれに起因する自主的回避行動によるものであるから、財産的損害と精神的損害を截然と峻別すること自体が困難である上、精神的損害の賠償請求に対して、裁判所が財産的損害を考慮した包括的慰謝料を認定する可能性があることも否定できないこと（前掲・最判平成6年2月22日民集48巻2号441頁）を想起すれば、本件訴訟における原告らによる精神的損害の賠償請求に対する弁済の抗弁として、裁判外における精神的損害及び財産的損害の賠償額の総額をもって弁済の抗弁を主張することは被告東京電力における適切な防御権の行使であり、そうすることは当然に許されるというべきである（乙A162・7～9頁）。

(2) この点、原告らは、前掲・最判昭和48年4月5日民集27巻3号419頁について、被侵害利益を共通とするあらゆる損害項目が、常に一つの訴訟物を構成するとまで述べるものではなく、被告東京電力の弁済の抗弁の主張の根拠となるものではないと反論している（原告ら準備書面（88）・第3）。しかしながら、被告東京電力は、原告らの本件事故による財産的損害が本件訴訟の訴訟物を構成するなどという主張はしておらず（被告東京電力準備書面（26）参照）、以上に述べたとおり、本件事故による原告らの財産的損害と精神的損害は同一の請求権を構成するものであって、その細目ごとにそれぞれ独立の損

害としてそれぞれに損害賠償請求権が成立するという扱いは取られておらず、費目間での弁済充当も認められるものであると主張するものである。また、原告らの本訴請求は、原告ら自身も認めるとおり、そうした同一の請求権を構成する損害の一部を請求する一部請求であるところ、後記4で述べるとおり、一部請求における弁済の抗弁の判断方法（いわゆる外側説）に照らせば、本件事故による原告らの財産的損害が本件訴訟における訴訟物を構成するか否かは、被告東京電力の弁済の抗弁の主張の当否を左右するものではない。

4 財産的損害を含めた全賠償額に係る弁済の抗弁を主張することは、一部請求における弁済の抗弁の判断方法に則ったものであること

原告らは、本件訴訟において明示的一部請求を行っているところ（訴状133頁等）、かかる明示的な一部請求に対して既払い金による弁済の抗弁が主張された場合の判断方法としては、判例上、まずは原告らが被った財産的損害及び精神的損害を含む損害の全額を認定した上で、その全額から既払い金全額を差し引き、その残額が一部請求額を超えないときはその残額を、超える場合には請求額を認容し、残額がなければ請求を棄却するものとされており（いわゆる外側説。前掲・最判昭和48年4月5日、最判平成6年11月22日民集48巻7号1355頁）、これが裁判実務における確立した取扱いとなっている。

そのため、本件においてもまずは財産的損害・精神的損害を問わず原告らの被った全損害を認定した上で、そこから全既払い金が弁済として控除され、その残額が一部請求額を超えないときはその残額を、超える場合には請求額を認容し、

残額がなければ請求が棄却されることとなる（乙A161・2頁及び9～11頁）²。

5 当事者の合理的意思の観点からも既払い金が費目を問わず損害に充当されるべきであること

(1) 前記2～4で述べたとおり、現在の確立された判例法理に基づくと、本件訴訟においては、まずは財産的損害・精神的損害を問わず各原告の被った全損害を認定した上で、そこから財産的損害と精神的損害の別を問わずに既払い金を充当する取り扱いをすべきこととなるが、このような取り扱いは当事者の合理的意思にも合致するものである。

すなわち、本件事故による損害の発生が極めて広範囲に及び、その損害の性質としても多種多様なものとなることが予想される中、中間指針等は「被害者を迅速、公平かつ適正に救済する必要」から、「原子力損害に該当する蓋然性の高いものから、順次指針として提示することとし、可能な限り早期の被害者救済を図ることとした」として（平成23年8月5日に公表された中間指針「はじめに」）、中間指針に続いて、平成23年12月6日に中間指針第一次追補（「自主的避難等に係る損害について」）、平成24年3月16日に中間指針第二次追補（「政府による避難区域等の見直し等に係る損害について」）、平成25年1月30日に中間指針第三次追補（「農林漁業・食品産業の風評被害

² なお、被告東京電力の公表賠償基準に基づく賠償に際しては、被害者との間で請求の費目と金額について合意した上で支払をしている。そのため、その支払について、訴訟物たる請求権（損害賠償請求権）に対する弁済とみるか、当該合意が和解契約にあたるとして和解契約に基づいて発生した請求権に対する弁済とみるか、との問題もあり得る。この点は、合意の意思解釈の問題であるが、和解契約の本質的要素は互譲と争いをやめることであり、当該合意がそれらのいずれの要素も含まない場合には和解契約としての性質を有せず、訴訟物たる請求権の全部又は一部についての弁済又は仮の弁済を行う意思とそれを受領する旨の合意にとどまり、和解契約としての権利変動効なども生じないと解される（乙A161・2頁及び11頁）。上記合意においては、いわゆる清算条項を含まず、合意で確認された範囲外の請求権について被害者が放棄するものでもないため、互譲の趣旨を含まないし、現に相手方は当該合意の締結にかかわらず本件訴訟を提起してきている以上、争いをやめる趣旨も含まないから、当該合意を和解契約とみることはできず、したがって当該合意に基づく支払の事実も訴訟物たる請求権に対する弁済の抗弁とすることに何ら問題はない。

に係る損害について」），同年12月26日に中間指針第四次追補（「避難指示の長期化等に係る損害について」）を順次提示している。

このように中間指針等が順次提示されたことを受け、被告東京電力はこれら中間指針等を踏まえ、多岐にわたる賠償項目について公表賠償基準を順次策定し、公表のうえ、累次にわたって請求を受け付け、賠償を実施している。

具体的には、直接請求手続を通じ、精神的損害（避難生活に伴う精神的損害、移住を余儀なくされたことによる精神的損害、要介護者等への増額分等を含む。）のほか、避難・帰宅等に係る費用、家賃に係る費用、一時立入費用、就労不能損害・営業損害、生命・身体的損害、財物（立木）、住宅等の補修・清掃費用、自主的除染に係る費用等、極めて多岐にわたる項目ごとに公表賠償基準を順次策定・公表し、これに基づく請求の受付と賠償を行っているものである。

また、多数の被害者に対する迅速な救済という観点から、被告東京電力の公表賠償基準に含まれる賠償項目の中には、個々の被害者に実際に生じた損害についての主張や疎明を求めることなく、被害を類型的に把握し賠償額を算定する方式がとられているものも複数存し（「通院交通費等の生活費の増加分」や「実費」との名目での包括的賠償、旧緊急時避難準備区域内の中学生以下の子供に対する精神的損害及び生活費増加分の一律賠償等）、必ずしも個々の項目に対応する形で各被害者に生じた損害が正確に評価・算定されているものではない。

このような請求・賠償の方式に鑑みると、当事者の合理的意思としては、項目ごとにそれに対応する損害を確定させるというのではなく、種々の項目での賠償が最終的に本件事故により生じた各人の損害を全体として填補するに足りる賠償総額に満つるようにするという趣旨のもとで順次請求・賠償がなされていること、すなわち特定の項目に対するものとして賠償されてはいても、損害の全体に対する弁済として支払われるものとする趣旨であったことが明らかである。他方、請求項目ごとにみると実損害を超える支払が生じていることが

判明した場合に、他の項目への充当をすることなく項目ごとに精算を行うことは迂遠であり、当事者がそのような意思で請求・賠償を行っているものでないことは明白である。

この点については、本件事故に関する札幌地判令和2年3月10日も、「被告東電は、既に原告らの一部に対して賠償しているが、それは、本件事故により原告らに生じた財産的損害と精神的損害に対して支払われたものであり、当事者の合理的意思を解釈すると、仮に特定の項目に対するものとして支払われた場合であっても、それは他の項目には充当しないとの趣旨で弁済されたものでない限り、別の損害項目に対する弁済に充てられるものとするのが相当である。そして、本件においては、他の項目には充当しないとの趣旨であったとはうかがわれない。」と説示するとおりである（乙A159・155頁）。

(2) 以上の点に関し、原告らは、平成5年判決（最判平成5年3月24日民集47巻4号3039号）及び平成27年判決（最判平成27年3月4日民集69巻2号178頁）を根拠として、被告東京電力が主張する既払い金の充当が認められるかどうかは、支払いの対象となった「債権の目的・性質の同一性」（原告ら準備書面（88）・16頁）があるかどうかにより決せられ、被告東京電力の賠償の実例からすれば、かかる目的・性質の同一性は認められないと主張している（原告ら準備書面（88）・第4ないし第6）。

しかしながら、原告らが根拠とする平成5年判決及び平成27年判決は、いずれも、不法行為の被害者の相続人が、加害者に対して、民法709条に基づく損害賠償請求を行ったのに対して、地方公務員等共済組合法の規定に基づく遺族年金の受給予定額（平成5年判決）又は労働者災害補償保険法に基づく遺族補償年金の受給予定額（平成27年判決）について、損益相殺的な調整として控除することの可否が争われた事案である。これらの判決は、不法行為と同一の原因によって被害者又はその相続人が第三者に対して債権を取得したことによる利益について損益相殺的な調整を行うためには、同利益と損害との間に

同質性が必要であると判示したものであって、弁済の抗弁の主張の可否を検討する上で参考となるものではない。むしろ、原告らの本件事故による財産的損害及び精神的損害は、前記3で述べたとおり、原賠法3条1項に基づく損害賠償請求権という同一（単一）の損害賠償請求権を構成するものであって、被告東京電力の原告らに対する財産的損害及び精神的損害の既払い金についても、原告らの損害填補を目的とした原賠法3条1項に基づく損害賠償義務の履行として支払われたものであり、原告らが主張するところの「債権の目的・性質の同一性」については当然にこれを充足するものである。

6 個別の損害項目ごとにみれば実損額を超える賠償を実施していること

さらに、被告東京電力は、前記5でも述べたとおり、直接請求において、多くの被災者（個人からの自主的避難等に係る損害の請求だけでも130万件以上に上り、これまでに9兆円を大きく超える支払を実行している。）を迅速に救済するため、被災者による請求手続を大幅に簡略化し、請求者の自主申告と簡易な審査により世帯単位・複数の賠償項目をまとめて支払っており、裁判所において要求されるような厳密な証明は求めている。

また、ADR手続において提示された和解案も、必ずしも証拠等によって実費の発生が基礎付けられていないにもかかわらず、ADRセンターの内部基準によって当該損害が発生したとみなして和解金額が算定される場合も多い。

そのため、被告東京電力が直接請求やADR手続において支払った賠償額は、実際にはその多くが原告らの実損を超えていると考えられる。

にもかかわらず、被告東京電力が、本訴請求に対応する費目に限り弁済の抗弁しか主張できないとすると、原告らが本件事故により被った全損害がどの程度填補されているかという観点から評価されるべき慰謝料額が、適切に評価されなくなってしまうかねず、相当ではない。

本件においては、原告らが既払い額では填補されない損害が生じていると主張

してあえて訴訟を提起している以上、本件事故により損害が生じたとする全ての費目について、証拠等によって具体的に主張、立証し、それに基づいて認定された損害額に対し、被告東京電力が直接請求手続及びADR手続において支払った全ての賠償額を充当しても、なお既賠償額を超える損害が発生しているのか否かが審理・判断されるべきである。

7 費目間での弁済充当が認められない場合、紛争の早期一回的な解決が図られないこと

また、仮に費目間での弁済充当が認められないとすると、被告東京電力は、原告らに対する特定の賠償項目に過払いが生じていた場合においてその返還を求めするためには、原告らに対して、不当利得返還請求の別訴又は反訴提起を行わなければならないこととなる。

被告東京電力の直接請求手続における損害についての賠償は、前記4及び5で述べたとおり、多くの被災者に対する賠償を簡易・迅速に実現するために、個々の事情を逐一確認することなく合理的な類型化を行っており、また、具体的な損害の発生を領収証等による客観的な証拠を確認することなく賠償している場合がある。そのため、被告東京電力が原告らに実際に生じた損害を超えて賠償していたとしても、これを特定することもまた容易ではなく、仮に特定したとしても、反訴又は別訴提起による被告東京電力の負担は著しく過大なものであると考えられる。また、原告らにとっても、応訴の煩が生じることとなり、紛争の早期解決にも資するものではない。

したがって、費目間での弁済充当を認めて、本件訴訟での一回的な解決が図られるべきである。

8 民法479条が想定する場面と比較しても、財産的損害を含めた全賠償額に係る弁済の抗弁について弁済の効力を否定する理由はないこと

加えて、債権者以外の者に弁済した場合であっても債権者がこれによって利益を受けた場合には弁済としての効力が認められる（民法479条）。かかる民法の規定は、弁済の受領権限のない第三者に対する弁済についてさえ、現に債権の満足を与えるものである以上は、その限度で弁済としての効力を認めるとするものである。かかる規定が想定する場面と比較した場合、精神的損害の賠償請求に対して、当該精神的損害と同一の請求権を構成する財産的損害の支払いが債権者自身に行われたという場合、債権について現に満足を与えるという点において債権者の利益状況に何らの差異はなく、かかる場合についても弁済の効力を否定すべき理由はない。

9 まとめ

以上から、被告東京電力は、原告らの本訴請求に対して、精神的損害の賠償額及び財産的損害の賠償額の合計額をもって弁済の抗弁を主張する。

第3 旧屋内退避区域の住民に対する財産的損害の賠償の実情

1 営業損害，就労不能損害

(1) 中間指針等の考え方

被告東京電力は、失業や営業休止を余儀なくされたことによる財産上の損害を営業損害又は就労不能損害として、精神的損害とは別項目として賠償している。

中間指針は、従来、避難指示等対象区域内で事業の全部又は一部を営んでいた者、又は現に営んでいる者において、避難指示等に伴い営業が不能になる又は取引が減少する等、その事業に支障が生じたため、現実には減収があった場合には、その減収分が賠償すべき損害と認められると定める（乙C2・23頁以下）。また、中間指針は、対象区域内に住居又は勤務先がある勤労者が、避難

指示等により、あるいは上記営業損害を被った事業者に雇用されていた勤労者が、当該事業者の営業損害によりその就労が不能等となった場合には、かかる勤労者について給与等の減収分等が賠償すべき損害と認められると定める（乙C2・26頁）。

交通事故あるいは不当解雇によって休職を余儀なくされた場合であっても、相当因果関係を肯定できる逸失利益の範囲については、通常、再就職に必要と考えられる期間の賃金相当額に限られ（東京地方裁判所平成27年2月27日判決・労働経済判例速報2240号13頁，東京地方裁判所平成23年11月25日判決・労働経済判例速報1045号39頁），再就職に必要な期間については、数か月から長くとも1年程度と判断されている事例が多数である（前掲東京地方裁判所平成27年2月27日判決，東京地方裁判所平成23年11月25日判決では、いずれも3か月とされている。）。

ところが直接請求手続においてもADR手続（ADR手続においては、避難指示等対象区域外の住民に対しても支払っていることがある。）においても、被告東京電力は、かかる期間を大きく超えて「就労不能損害」を支払っており、過払いの状態にある。

（2）「特別の努力」の考え方の適用

避難等対象者が避難先で就労し、一定の収入を得ている場合には、本来は事故前の収入と事故後の収入の差額のうち本件事故と相当因果関係のある範囲が本件事故による損害と評価されるべきである。

しかしながら、中間指針第二次追補において、営業損害や就労不能損害を被った方による転業・転職や臨時的就労等が「特別の努力」と認められる場合には、かかる「特別の努力」により得た給与等を損害額から控除しない等の合理的かつ柔軟な対応が必要であるとの考え方が示されたことを受け（乙C4・10～12頁），被告東京電力は、就労不能損害及び営業損害の賠償について、

本件事故後に得た収入を原則的に賠償金から控除しないという取扱いを行っている。

減収が生じていないにもかかわらず特別の努力が認定されてその努力に相応する額が損害として認定された裁判例は、①診療所における唯一の常勤医師が事故によって生じた後遺障害により診療録の記入、診断書の作成、パソコンの入力作業等により負担が大きくなったため、診察助手という役職を設けて新たに従業員を雇い入れ、自身の労働時間を長くするといった対応をしているもの（大阪地方裁判所令和2年2月5日判決）、②ブラジリアン柔術の道場の経営者兼指導者である原告が右膝関節の骨折及び後遺障害の後、真摯にリハビリテーションに励んだり、ウェイトトレーニングを行うなどして格闘家及び格闘技の指導者として必要な身体能力の回復に努めた結果、通常人より早く身体能力が回復したもの（横浜地方裁判所川崎支部令和元年6月21日判決）、③予備校講師であった原告が事故後に仕事を欠勤し、本来休日となるべき日に授業を振り替えた後に欠勤に対する給与が全額支給されたもの（大阪地方裁判所平成30年2月28日判決）、④非常勤医師であった原告が事故によって眼に相当程度大きい負担がかかり、収入を維持するために手術の執刀件数が多かった病院から執刀の少ない病院に勤務先を変更したもの（東京地方裁判所平成28年12月2日判決）、⑤専門学校副校長であった原告が事故の後遺障害による両眼、鼻部、両頬部及び上口唇を含む領域の疼痛及びしびれ等及び両手（尺側）のしびれ等に耐えながらパソコンを利用した資料の作成や長時間の会議への参加のほか自動車の運転等を行っているもの（岡山地方裁判所平成23年9月12日判決）等がある。

これらは後遺障害によって労働能力の喪失が認められる場合に、差額説に依拠しつつも「特別の努力」が認められる場合があることを判示するものであるが（浅野直人「後遺障害による減収がない場合の財産上の損害の有無」判例タイムズ505号120頁、塩崎勤「差額説」新交通事故判例百選84頁）、本

件事故の避難等対象者については、労働能力が喪失したものではなく死傷という損害が発生していないにもかかわらず、また裁判例では「特別の努力」に該当するのは限定的であるにもかかわらず、被告東京電力は、原則的に本件事故後に得た収入を控除しないで就労不能損害、営業損害を賠償しているのであり、過払いの状態にある。

(3) 就労不能損害

旧屋内退避区域に居住していた者で、勤務先の事業所の所在地が避難指示区域内であった者に対して、原則として本件事故発生から平成26年2月までの3年間を対象期間として、本件事故がなければ得られたであろう収入の賠償を行っている（乙A144、乙A164・21～27頁、乙A165・25～29頁、乙A166・7～8頁）。

また、旧屋内退避区域に居住しており、勤務先の事業所の所在地が旧緊急時避難準備区域であった者に対して、原則として本件事故発生から平成24年12月までの約1年10か月を対象期間として、本件事故がなければ得られたであろう収入の賠償を行っている（就労不能損害につき、乙A164・25～29頁、乙A166・7～8頁、乙A167・8～10頁）。

旧屋内退避区域に居住しており、勤務先の事業所の所在地が避難指示区域及び旧緊急時避難準備区域ではなかった者に対して、原則として本件事故発生から平成24年5月までの約1年3か月を対象期間として、本件事故がなければ得られたであろう収入の賠償を行っている（就労不能損害につき、乙A165・25～29頁）。

さらに、上記賠償に加えて、就労意思のある者に対して、将来の生活に見通しをつけるための一定期間として、雇用保険法に基づく失業給付（基本手当）の給付日数が原則として最長330日であることを参考に、さらに1年の追加賠償を行うほか、就労が困難となる個別のやむを得ない事情がある場合には事

情に応じてさらに個別の対応を実施している（乙A168）。

以上に加えて、被告東京電力は、平成24年3月1日以降における就労不能損害の賠償について、平成23年3月11日以降に新たに就労した先の勤め先から得ている収入のうち、一定範囲（月額50万円を上限）については、「特別の努力」により得られた収入として、賠償金から控除せずに支払を行う取扱いをしている。そして、被告東京電力は、その後、かかる「特別の努力」の考え方をさらに平成23年3月11日から平成24年2月29日までにおける就労不能損害の賠償についても遡及適用することとし、当該項目に該当する賠償金を支払っている（以上、乙A169、乙A170）。

このような被告東京電力による就労不能損害の賠償基準は、公共用地取得に伴う損失補償、失業保険給付の期間や不法行為に起因する失職事例に係る裁判例等に照らし、本件事故に固有の事情を斟酌しても、極めて被害者に有利に賠償を行うものである。

すなわち、政府の避難指示に起因して避難等対象者に生じ得る就労不能損害については、中間指針上、「一般的には、就労不能等に対しては転職等により対応する可能性があると考えられることから、賠償対象となるべき期間には一定の限度があることや、早期の転職や臨時的就労等特別の努力を行った者が存在することに留意する必要がある」（乙C2・28頁）とされている。

また、中間指針第二次追補においては「営業損害」の終期について「具体的な終期の判断にあたっては、①基本的には被害者が従来と同じ又は同等の営業活動を営むことが可能となった日を終期とすることが合理的であること、②一方、被害者の側においても、本件事故による損害を可能な限り回避し又は減少させる措置を執ることが期待されており、一般的には事業拠点の移転や転業等の可能性があると考えられること等を考慮するものとする。また、例えば公共用地の取得に伴う損失補償基準等を当該判断の参考にすることも考えられる」とされている（乙C4・10～11頁）。そして「就労不能等に伴う損害」の

考え方についても基本的には同じとした上で、「一般的には営業損害の終期よりも早期に到来すると考えられることも考慮するものとする」と言及されている（乙C4・12頁）。

そして、中間指針等が賠償終期の判断にあたって参考にすることも考えられるとする「公共用地取得に伴う損失補償基準」においては、離職者補償として、「再就職に通常必要とする期間中」の従前の賃金相当額の範囲内で妥当と認められる額を補償することができるものとされており（乙A171・公共用地の取得に伴う損失補償基準62条）、当該期間は最長1年と定められている（乙A172・同細則第41）。また、失業保険給付においては、身体障害者等の就職が困難な方についても給付期間が原則として1年以内とされている（雇用保険法22条2項、同施行規則32条）。

裁判例においても、不法行為等により退職を余儀なくされたとして、賃金相当額の逸失利益の賠償が行われる場合であっても、当該行為等によって労働能力を喪失したり、就労すること自体が制限されたりするものでない場合には、「従前と同等の会社等への再就職に通常必要と考えられる合理的期間の逸失利益」が賠償されるべき（相当因果関係を有する）損害になると解される。そして、裁判例をみても、以下のとおり、職業を失ってから再就職に要するまでの合理的期間については、概ね1年以内と判断されている（下線部は引用者による。）。

- ① 原告が解雇に伴う逸失利益を請求した事案（対象期間は不明）において、裁判所は、「原告には、本件解雇により事実上失職した結果、得られなかった賃金相当の損害が生じたものの、本件解雇と相当因果関係を肯定できる逸失利益の範囲については、通常、再就職に必要と考えられる期間の賃金相当額に限られるものと解すべきである」とした上で、「原告の職歴及び訴外会社における就業期間その他前記前提事実及び前記認定事実に顕れた事情を総合考慮すると、原告が再就職に必要と考えられる期間として

は、本件解雇発効後3か月と認めるのが相当である」とし、解雇後3か月をもって、「本件解雇によって生じた賃金相当の逸失利益と認めるのが相当である」と判断している（東京地方裁判所平成27年2月27日判決・労働経済判例速報2240号13頁）。

- ② 不当解雇による損害賠償等が請求された事案において、裁判所は、「本件解雇（不法行為）と相当因果関係を肯定することができる上記賃金に関する逸失利益の範囲については、特段の事情が認められない限り、通常、再就職に必要な期間の賃金相当額に限られるものと解すべきである」とした上で、被告による原告への離職票等の交付が通常よりかなり遅れていることなどの事情を考慮すると、「少なくとも原告の再就職に要する期間としては、客観的にみて解雇予告期間に加え、数か月間は必要であるとみるのが相当」であるとして、賃金概ね3か月分を解雇により生じた賃金に関する逸失利益と認めると判断している（東京地方裁判所平成23年11月25日判決・労働判例1045号39頁）。
- ③ 原告らが、解雇による未払賃金相当額の逸失利益として、定年までに得られたであろう賃金相当額を逸失利益として請求したのに対して、裁判所は、「本件解雇後、通常再就職に要する期間としても、長くとも一年程度と考えられることなどに照らせば」「不法行為と相当因果関係の認められる損害の範囲としては、一年分の給与相当額を限度とするのが相当である」と判断している（福岡地方裁判所飯塚支部平成25年3月27日判決・判例時報2195号135頁）。
- ④ 原告（解雇時46歳）が、約2年分の賃金相当額を逸失利益として請求したのに対して、裁判所は、「本件解雇により、被告からの収入を絶たれ、その年齢から見ても再就職が困難な状況に置かれた」と指摘しつつ、「34週分…をもって、被告による違法な本件解雇との相当因果関係のある損害（逸失利益）と解するのが相当である」と判断した（東京地方裁判所平

成23年11月18日判決・労働判例1044号55頁)。

- ⑤ 勤続20年の女性労働者(年齢不詳)が整理解雇をされた事案では、裁判所は、「勤続年数、年齢、再就職の困難さ等、本件に顕れた一切の事情を考慮すると、退職時の月額給与33万円の6か月分(合計198万円)をもって相当因果関係のある損害とした原判決の判断は正当」としている(東京高等裁判所平成20年6月26日判決・労働判例978号93頁)。
- ⑥ 上司の長年のセクハラ行為により、退職を余儀なくされた勤続29年の女性労働者(退職時50歳)について、裁判所はその年齢等を考慮し「一般に求職活動期間として予想される以上の時間を要するであろうことは想像に難くない」として1年間を再就職することの困難な期間と認めたが、「被告会社と同程度の条件の就職口を見つけることは著しく困難」としつつ、1年を超える部分の逸失利益は認めていない(青森地方裁判所平成16年12月24日判決・労働判例889号19頁)。

以上のとおり、旧屋内退避区域に居住していた方に対して、勤務先の事業所の所在地によって異なるが、最大で平成27年2月までの本件事故後4年間を対象期間とする就労不能損害の賠償は、収用補償、失業給付、裁判例における賠償期間をいずれも大きく上回る長期間にわたって損害賠償を継続するものであり、前記のとおり「特別の努力」の考え方が適用されることも相俟って、原告らに本件事故後に生じ得た失職や休職等に伴う精神的苦痛を十分に慰謝するに足りるものである。

したがって、本件事故後に失職や休職等に伴い減収が生じた原告らに対してかかる就労不能損害の賠償がなされることにより、当該失職や休職等に伴う精神的苦痛は慰謝されるものである。

(4) 営業損害の賠償

被告東京電力は、営業損害について、以下のとおり賠償している。

ア 商工業

旧屋内退避区域の個人事業主及び中小法人の事業者に対する営業損害の賠償については、本件事故後2年3か月間（平成23年3月～平成25年5月）にわたって、原則として「特別の努力」を適用し、収入減少額の算定にあたって実際に得られた収入を控除しない算定（本件事故前の収入の100パーセントが失われたとの仮定に基づく算定）による営業損害（逸失利益）の賠償を行ってきたものである。

また、被告東京電力は、個人事業主及び中小法人の事業者が元の地域で事業を再開した場合、その際に必要な追加的費用に加え、当該期間以降も風評被害等による損害が発生した場合は、必要な賠償を行っている（乙A144）。

さらに、被告東京電力は、上記期間経過後についても、当該個人事業主及び中小法人の事業者に対して、個別具体的な事情に応じて、営業損害の賠償を行っている（乙A173）。

このような営業損害の終期については、中間指針（乙C2）において、各損害項目に共通する考え方として、「被害者の側においても、本件事故による損害を可能な限り回避又は減少させる措置を執ることが期待されている。

したがって、これが可能であったにもかかわらず、合理的な理由なく当該措置を怠った場合には、損害賠償が制限される場合があり得る」（同4頁）と指摘されており、また、中間指針第二次追補（乙C4）においては「営業損害」の終期について「具体的な終期の判断に当たっては、①基本的には被害者が従来と同じ又は同等の営業活動を営むことが可能となった日を終期とすることが合理的であること、②一方、被害者の側においても、本件事故による損害を可能な限り回避し又は減少させる措置を執ることが期待されており、一般的には事業拠点の移転や転業等の可能性があると考えられること等を考慮するものとする。また、例えば公共用地の取得に伴う損失補償基準等

を当該判断の参考にすることも考えられる」とされている(同10～11頁, 第2・2(備考2))。

そして、中間指針第二次追補が営業損害の終期の判断の参考にすることも考えられるとする公共用地取得に伴う損失補償基準(乙A171)においては、営業廃止の補償について、土地等の取得に伴い通常営業の継続が不能となると認められるときは、「転業に通常必要とする期間中の従前の収益相当額」を補償する旨が定められ(同基準43条)、同基準細則(乙A172)においては、「転業に通常必要とする期間」は6か月ないし1年と定められ、この期間中の従前の収益相当額としては、従来の営業収益(又は営業所得)の2年(被補償者が高齢であること等により円滑な転業が特に困難と認められる場合においては3年)分の範囲内で適正に定めた額と定められている(同細則第26参照)。

このような公共用地取得に伴う損失補償基準に照らしても、被告東京電力が商工業に関して、旧屋内退避区域については、屋内退避指示が平成23年4月22日には解除され、その指示等の対象期間は避難指示区域に比しても短期間に止まる中で、本件事故後2年3か月間もの期間、同様の算定に基づく逸失利益の賠償を行っていることは、実質的に営業廃止に伴う損害に当たる最大限の賠償を行っているものであり、被害者に生じた損害を填補するに十分なものであって、かかる賠償がなされることにより、生業の再建に資する経済的基礎が十分に回復されることになるのであり、営業休止を余儀なくされたことによる精神的苦痛は填補されるということが出来る。

イ 農林業

旧屋内退避区域の農林業の営業損害については、平成23年3月から平成25年12月までの期間を対象として営業損害(逸失利益)の賠償を行ってきたものである。屋内退避指示は平成23年4月22日に解除されており、

当該地域の住民において営農自体を禁止されている状況ではなかったものの、被告東京電力は、平成24年には米の作付制限指示がなされていること、事前に出荷制限指示等がなされていることを踏まえて、地力回復にも一定の時間を要することを考慮し、賠償対象期間を平成25年12月までとしている。

また、被告東京電力は、個人事業主及び中小の事業者が元の地域で事業を再開した場合、その際に必要な追加的費用に加え、当該期間以降も風評被害等による損害が発生した場合は、必要な賠償を行っている（乙A144）。

さらに、被告東京電力は、上記期間経過後についても、当該個人事業主及び中小法人の事業者に対して、個別具体的な事情に応じて、営業損害の賠償を行っている（乙A173）。

このような被告東京電力の賠償は、営農者に生じた損害を填補するに十分に足りるものであり、かかる賠償がなされることにより、営農休止を余儀なくされたことによる精神的苦痛は填補されるということが出来る。

ウ 裁判例に見る営業損害の賠償対象期間

被告東京電力によるこのような営業損害の賠償対象期間が、事業者の営業損害を十分に填補するに足りるものであることは、以下のような裁判例によっても裏付けられる（下線部は引用者による。）。

- ① カラオケ店が浸水事故により営業不能となった事案において、最高裁判所は、約4年6か月分の営業利益の賠償義務を認めた原判決を破棄して、「カラオケ店の営業を別の場所で再開する等の損害を回避又は減少させる措置」を採ることができたと解される時期（事故から1年7か月後）以降における営業利益相当の損害のすべてについて賠償を求めることはできないと判断している（最判平成21年1月19日民集63巻1号97頁）。
- ② 交通事故により建物が損壊し、その1階で営まれていた美容室の営業が不能になった事案において、裁判所は、11か月分の営業損害の賠償請求に

対し「本件建物は現在も使用することができない状態である」としつつも「諸般の事情を考慮すると、本件事故と相当因果関係に立つ本件美容室の休業期間は3か月と認めるのが相当である」と判断している（横浜地方裁判所平成6年5月24日判決・交通事故民事裁判例集27巻3号643頁）。

- ③ 茶・海苔の販売を営んでいた賃借人が、賃貸人から家屋建替え名目で立退きさせられた上、建物を売却された事案において、裁判所は、2年分の営業損害に係る請求を認めている（東京地方裁判所判昭和49年11月13日判決・判例時報777号69頁）。
- ④ 自動車修理業を営んでいた賃借人が、道路区画整理に賃貸人が同意したために立退きを余儀なくされたところ、その後に賃貸人が建物を移築しなかったという事案において、裁判所は、「新たに他に家屋を賃借して営業を開始するために通常要すべき期間の損失」として、借家法が解約申入期間として6か月の期間を定めていることを考慮し、賃貸人が賠償すべき休業による損失は6か月分であると判断している（青森地方裁判所昭和31年8月31日判決・下級裁判所民事裁判例集7巻8号2359頁）。
- ⑤ 本件事故に係る逸失利益に関する事案において、原告が、高純度化学薬品の製造販売等を目的とする製造会社との間で独占販売契約を締結していたところ、本件事故によって製造会社の大熊工場が操業停止を余儀なくされたことに伴い原告自身が営業損害を被ったとして、本件事故がなければ平成28年11月30日まで約5年9か月間、本件事故以前と同様の収入が得られた蓋然性が高いと主張したのに対し、裁判所は、損害軽減義務を考慮して相当因果関係の範囲を判断し、本件事故との相当因果関係を有する期間は平成24年3月31日までの約1年間に限られると判断している（大阪地方裁判所平成27年9月16日判決・判例時報2294号89頁）。

⑥ 本件事故に係るドラッグストア事業に係る逸失利益に関する事案において、裁判所は、本件事故から約1年分を休業損害、その後の2年分を逸失利益として合計3年分の営業損害を認めるとともに、本件事故後に福島県内の営業利益が増加した分の一部を損益相殺の対象となると判断している（札幌地方裁判所平成28年3月18日判決・判例時報2320号103頁。ただし、札幌高裁においては、逸失利益の賠償対象期間として、公共用地の損失補償基準も踏まえて、本件事故発生から2年分を対象とするとの和解案が示され、賠償対象期間が1年縮減された上で和解が成立している。）。

このような営業損害の賠償が事業者に対してなされることは、事業休止を余儀なくされたことによる精神的苦痛を慰謝するものである。

2 追加的費用（避難・帰宅費用、一時立入費用等）

被告東京電力は、旧屋内退避区域の住民に対し、避難及び避難の過程で要する費用や生活費増加分等についても賠償を行っている。

旧屋内退避区域の住民においては、屋内退避指示が平成23年4月22日には解除されており、その指示の対象期間は避難指示区域に比しても短期間に止まるものであり、本件事故による日常生活に対する侵襲の程度やその指示期間の長さ等において、強制的に避難を余儀なくされた住民とは相違があり、当該指示による日常生活への侵襲の程度は政府指示によって強制的な避難を余儀なくされた避難者と比して大きなものであるとはいえない。そのような中で、被告東京電力は、中間指針等に基づき、本件事故発生後から平成23年9月30日までを対象期間として、避難・帰宅費用、生活費増加費用等の賠償を実施している。

（1）避難交通費

避難交通費については、旧屋内退避区域の住民については、平成23年9月

30日までを対象期間として、迅速な賠償金支払いを可能とするため、領収書等の証憑がなくても、原則として移動した日時と手段、経路を申告することによって、一定の標準額（同一都道府県内の移動であれば交通手段や実際の出費額を問わず1回あたり片道5000円（ただし、これを超える金額の支出の事情が確認されれば当該金額）、都道府県を超える移動の場合には移動手段が自家用車かその他の手段かに応じてそれぞれ設定した標準交通費のテーブルに基づいた金額）の賠償に応じている。

これは、被告東京電力が、直接請求手続において迅速に賠償を実施するために、移動元都道府県から移動先都道府県への移動であればどのような地点間の移動であってもその支出を賄うに足りる賠償額となるよう定めたものであり、実際の避難者の住所や避難先如何によっては、実際に生じた支出よりも高額な水準となっている場合も多い。たとえば、福島から北海道に直接避難した場合、南相馬市原町区から函館市に避難しようが、旭川市に避難しようが、標準交通費は、旭川市に避難した場合の費用をも補填できる程度の金額となるように、自家用車による避難であれば6万3000円、自家用車以外による避難であれば4万1000円の賠償が行われている（乙A164・136～145頁、乙A165・13～14頁）。

（2）宿泊費・家賃

被告東京電力は、避難・帰宅に伴う宿泊費についても、旧屋内退避区域の住民につき本件事故から平成23年9月までは、領収書等の証憑に基づいて、1人1泊8000円を超えない限り、実際に要した宿泊費の賠償をしている（なお、8000円を超える場合でも具体的状況を確認し、合理性が認められる場合には賠償している。）。

また、被告東京電力は、本件事故後から平成23年11月30日までの期間を対象に、避難等対象者に対して、知人・親戚宅への宿泊謝礼実費分として、

具体的な事情を踏まえて、1世帯あたり1泊あたり2000円、1か月で6万円を上限に賠償をしている。

さらに、被告東京電力は、避難先が賃貸住宅の場合に負担した賃料等（家賃、礼金、仲介手数料）についても、契約書（写し）及び領収書に基づき賠償をしている（乙A165・14頁）。

なお、その額について、中間指針第二次追補において、「従前の住居が借家であった者については、当面は宿泊費等の全額とし、一定期間経過後は従前の家賃より増額の負担を余儀なくされた場合の当該増額部分とすることが考えられる。」とされているところ、被告東京電力は、一定期間経過後も、迅速な被害者救済等の観点から、従前の家賃との差額でなく、避難先の賃料等の全額を賠償している。

（3）家財道具移動費用

被告東京電力は、家財道具移動費用についても、旧屋内退避区域の住民は本件事故から平成23年9月末まで、避難交通費と基本的に同様の賠償を行っており自家用車による移動の場合には上記の交通費と同様の標準額、運送業者等による移動の場合には領収書に基づいて実費を賠償している（乙A165・15頁）。

（4）生活費増加費用

旧屋内退避区域の住民に対しては、平成23年9月30日までの期間、精神的損害に係る慰謝料と合算した1か月10万円を基本として賠償している。

（5）同一世帯内移動費用

被告東京電力は、本件事故時に同居していた家族世帯内において、本件事故後の避難の過程で家族分離が生じた場合を念頭に置いて、旧屋内退避区域の住

民に対しては本件事故から平成23年9月までの間につき、同一世帯内移動費用として、都道府県を超えて移動した場合には、避難交通費と同様に移動手段が自家用車かその他の手段かに応じてそれぞれ設定した標準交通費のテーブルに基づいた金額を賠償している。原則として1か月あたり2回までとしているが、これを超える回数、家族に会うために要した費用についても、具体的な事情を踏まえて、賠償を行っている（乙A165・21頁）。

避難に伴う二重生活による経済的困難が生じたことによる精神的損害については、家族別離に起因する同一世帯内での移動費用が精神的損害とは別に賠償がなされている実情にある。

（6）一時立入費用

被告東京電力は、旧屋内退避区域の住民に対し、一時立入費用を以下のとおり賠償している。

ア 交通費

被告東京電力は、旧屋内退避区域の住民には本件事故から平成23年9月までの間、同一都道府県内の移動であれば1人片道1回あたり5000円、都道府県外の移動を伴う場合には、移動手段が自家用車かその他の手段かに応じて、それぞれ設定した標準交通費のテーブルに基づいて賠償をしている。もともと、被告東京電力は、これらの金額を超える場合でも具体的状況を確認し、相当性、合理性が認められる場合には賠償をしている（乙A165・16頁）。

イ 宿泊費

被告東京電力は、一時立入りに伴って要した宿泊費についても、旧屋内退避区域の住民には本件事故から平成23年9月までの間、領収書等の証憑に

基づき、月1回までを合理的な範囲として、一時立入り1回あたり2泊、1人1泊8000円を超えない限りにおいて実費を賠償している(乙A165・17頁)。

ウ 家財道具移動費用

被告東京電力は、一時立入りに伴って要した家財道具移動費用について、旧屋内退避区域の住民には本件事故から平成23年9月までの間、自家用車での移動の場合、一時立入りの交通費と同様の賠償を行っているほか、運送業者等による移動の場合には領収書等の証憑に基づいて実費を賠償している(乙A165・17頁)。

(7) 建物・家財等の補修清掃費用の賠償

被告東京電力は、旧屋内退避区域の住民に対し、避難の実施を選択された場合に、同区域は強制的な避難指示がなされた区域ではないことなどから自宅建物等の管理を行うことは可能であるものの、相当期間困難となる場合もあり得ることから、住宅等に生じた損傷を原状回復するための補修・清掃費用として、定額30万円を標準額として賠償を行っている。本件事故発生から平成25年3月31日までに実施された補修・清掃費用を賠償対象とするほか、当該時点以降に実施された補修・清掃費用についても個別の対応を実施している(乙A174)。

(8) しいたけ原木として出荷予定の立木に係る賠償

被告東京電力は、福島県内(避難指示区域および双葉郡を除く)の山林の立

木を所有している者³ に対し、実際にしいたけ原木として栽培されているかどうかを問わず、所有されている立木の一定割合をしいたけ原木として出荷予定の立木と推認し、具体的な損害の発生状況の立証を求めることなく、山林の面積に応じて立木の財物価値を賠償している。また、このような賠償を通じ財物価値が全額賠償された後も、立木の所有権は引き続き元の立木の所有者が有するものとしている（乙A175）。

（9）追加的費用の小括

被告東京電力は、旧屋内退避区域の住民に対しては、避難生活に伴い必要となる避難費用や家族間交通費、一時立入費用等については、本件事故発生当初の時期については証憑を求めずに申告に基づき支払っている。

そして、このような実費面での損害賠償が先行的に行われることは、避難期間中における旧屋内退避区域の住民の生活の安定に資するところが大であると考えられるのであり（支出がなされた後で損害賠償をするというのではなく、先行的にまとまった賠償することは過大な支払いとなるリスクを伴うが、旧屋内退避区域の住民の生活支援の観点からも、このような賠償をすることとしている。）、被告東京電力においても、そのような避難生活への支援の趣旨も十分に考慮して賠償を行ってきた。

したがって、かかる形での避難費用等の賠償がなされることは、他の賠償と相俟って、原告らの避難期間中の精神的苦痛を緩和することにつながるものであり、原告らの精神的損害の賠償請求に対しても、かかる避難費用等の賠償の実情も踏まえたうえで、被告東京電力による総賠償額を超える精神的損害の発

³ 旧緊急時避難準備区域及び旧屋内退避区域等以外の地域については、立木が存在する山林の土地を所有していることに加え、広葉樹または天然林の取引実績があることを賠償の要件としている（乙A175）。

生が認められるか否かという観点から審理されるべきである。

3 旧屋内退避区域の住民に対する財産的損害の賠償のまとめ

原告らは、被告東京電力の公表賠償額による財産的損害の賠償について、いわき市民である原告らの本件事故後に生じ得た損害を十分に填補するものではないから、原告らに対する財産的損害の支払いが原告らの精神的損害を慰謝するとは認められないと主張している（原告ら準備書面（88）・第4の2）。しかしながら、以上みたとおり、営業損害、就労不能損害、避難費用及び住宅等の補修・清掃費用等の賠償は、いずれも旧屋内退避区域の住民の生活および生活基盤の回復に密接に関連するものであり、その賠償基準の内容は、避難生活中の苦痛を軽減し、新たな生活の再開等に資するよう、「特別の努力」による収益の賠償からの不控除、相対的に長期にわたる就労不能・営業損害の賠償や実損の発生に基づかない損害発生の推認等を繰り返して賠償しているものであり、旧屋内退避区域の住民の避難生活の支援やその生活回復に必要な資金の填補のために、旧屋内退避区域の住民にとって有利に、十分な賠償を行う、という視点が貫かれている。

そして、このような財産的損害の賠償がなされることは、原告らの本件事故による精神的苦痛を填補する効果を持つものであることに間違いはなく、精神的損害の名目として支払われている金額のみが、原告らの精神的苦痛を慰謝するものではない。

第4 自主的避難等対象者及び自主賠償基準の対象区域の住民に対する財産的損害の賠償の実情

1 被告東京電力による賠償の内容

自主的避難等対象区域に居住していた者については、中間指針追補に基づき、

精神的苦痛、生活費の増加費用及び避難費用について、実際の避難の有無や生活費の増加費用の有無を問わず、いわゆる包括慰謝料として大人1人につき8万円、妊婦・子供⁴1人につき40万円を賠償しており（乙C3・5～6頁）、また、これに加えて、18歳以下であった者又は妊娠していた者で実際に自主的避難を行った者に対しては避難によって生じる費用の賠償として、上記40万円に加えて、1人当たり20万円を追加して賠償している（乙A31）。

さらに、平成24年3月16日に公表された中間指針第二次追補に基づき、被告東京電力は、自主的避難等対象区域に生活の本拠である住居を有していた者に対する賠償について、以下のとおりの賠償基準を策定・公表したうえで、賠償をしている（乙A34、乙A35）。

ア 平成24年1月から同年8月31日までの期間中に18歳以下であった者及び妊娠していた者に対して、平成24年1月から同年8月31日までの期間について、精神的損害として8万円、追加的費用として4万円を賠償している。

イ 上記ア以外の者に対しては、生活費増加分等の追加的費用として4万円を賠償している。

また、本件事故当時、被告東京電力の自主賠償基準の対象区域（福島県県南地域及び宮城県丸森町）に居住していた者⁵のうち、平成23年3月11日から同

⁴ 平成23年3月11日から同年12月31日までの期間中に18歳以下であった者及び妊娠していた者を指す。

⁵ 原告らが明らかにしている原告番号2188の本件事故当時の住所（東白川郡鮫川村）によれば、原告番号2188は被告東京電力の自主賠償基準の対象区域の住民に当たる。本文中で述べるとおり、被告東京電力の自主賠償基準の対象区域の住民のうち、該当の期間中に18歳以下であった者又は妊娠していた者以外の者に対しては、本来追加的費用4万円のみを賠償している。しかしながら、原告番号2188については、被告東京電力の直接手続上の誤りによって、自主的避難等対象者としての賠償を実施している（総賠償額12万円）。

年12月31日までの間に18歳以下であった者及び妊娠していた者に対しては、実際の避難の有無や生活費の増加費用の有無を問わず、いわゆる包括慰謝料として1人当たり20万円を賠償している（乙A32，乙A33）。また、平成24年1月から同年8月31日までの期間については、同期間中に18歳以下であった者及び妊娠していた者に対しては、精神的損害として4万円及び追加的費用として4万円を賠償しており、それ以外の者に対しては、追加的費用として4万円を賠償している（乙A34，乙A35）。なお、自主的避難等対象区域の居住者で、立木を所有している者に対して、別途賠償をしていることについては、前記第3の2（8）で述べたとおりである。

2 弁済の抗弁の考え方

被告東京電力準備書面（26）の第2以下でも述べたとおり、自主的避難等対象区域や被告東京電力の自主賠償基準の対象区域においては、本件事故の当初から、人の生命・身体に危険を及ぼし得るような放射線量が観測されておらず、明確な権利侵害を確認されなかった点で避難指示の対象区域と異なり、被害の程度が小さく本件事故と相当因果関係にある損害の範囲も限られていることから、実際の被害発生のありようにおいても、精神的損害と財産的損害とを明瞭に区分しがたいという特徴がある。そのため、裁判外の賠償上も、精神的損害に対する賠償と生活費増加分等の実費の賠償が一体として行われている実情にある（この点は、避難等対象区域の慰謝料として1人月額10万円という慰謝料額の中で通常的生活費の増加分が考慮されて算定されていることと同じである。）。

したがって、本件事故による損害賠償請求権としては、財産的損害に係るものも精神的損害に係るものも、請求権としては1個であることにかんがみ、被告東京電力がどのような名目で支払ったかは法律上重要ではなく、その賠償総額が原告らの請求に対する弁済の抗弁として認められるべきである。

実際にも、生活費増加分や避難に要した費用等の財産的損害が賠償によって填補されれば、かかる賠償によって平穏な生活が回復することに伴い、精神的苦痛は慰謝されることになること、特に自主的避難等対象区域や被告東京電力の自主賠償基準の対象区域に居住していた者については、財産的損害と精神的損害を截然と峻別すること自体が困難である上、同一の請求権を構成する以上、精神的損害の賠償請求に対して、財産的損害を考慮した包括的慰謝料として裁判所が慰謝料額を認定する可能性があることも否定できないことを想起すれば、原告らによる精神的損害の賠償請求に対する弁済の抗弁として、裁判外における精神的損害及び財産的損害の賠償額の総額をもって弁済の抗弁を主張することは被告東京電力における適切な防御権の行使にほかならず、また、法的にも妥当である。

第5 世帯構成員間での弁済の相互充当が認められるべきであること

被告東京電力準備書面（26）及び同（28）において述べたとおり、もし仮に、原告ら個々人につき前記第3及び第4で主張する弁済の充当をしたにもかかわらず、それでもなお、原告らに認められる慰謝料額が存在する場合には、被告東京電力は、以下の理由から、原告らの世帯に対して被告東京電力が支払った支払額を弁済として充当するよう主張する。この点、原告らは、かかる世帯構成員間での弁済の相互充当を認めることは、不法行為における個人賠償の原則に反するものであると主張しているが（原告ら準備書面（88）・第7）、以下に述べるとおり、被告東京電力による賠償手続の実態に照らせば、世帯構成員間での弁済の相互充当が認められるべきである。

- 1 被告東京電力による賠償手続の実態に照らせば世帯構成員間での弁済の相互充当が認められるべきであることは、判例等から裏付けられること

まず、弁済の充当方法は、当事者の合理的意思によって判断される（民法490条，京都地判平成30年3月15日（乙A176），名古屋地判令和元年8月2日（乙A177））。

そして、中間指針等では、妊婦・子供への支払額は同伴者や保護者分も含めた生活費の増加費用等を一定程度勘案され、生計を共通にしている世帯単位での支払総額の妥当性についても考慮されている（中間指針追補8頁4）。また、ADR手続においても、後記2で詳述するとおり、家族等のグループ全体に生じた財産的損害について、世帯単位で生じた損害として和解合意書を締結することが一般に行われている。このような運用は、世帯単位で生じている損害の実情に即したものであると考える。

また、後記3で述べるとおり、同一世帯は生計を共通にし、いわゆる「財布は1つ」の状態であり（最判昭和42年6月27日民集21巻6号1507頁参照）、生活基盤をなす財産的損害や慰謝料のうち生活費増加部分も世帯で共通する部分があると解されることから、既払い金の充当に際して、同一世帯内では、名目上うち一人の原告に対する既払い金であっても、その性質上は世帯の構成員全員に対する損害の填補として支払われているものがあることから、当事者の合理的意思に鑑みれば、世帯の構成員全員の損害に填補されるべきである。

さらに、原告らによる本賠償による請求（乙A178）は世帯の代表者が一括して行い、弁済も世帯の代表者に対して一括してなされているなど、請求の面から見ても弁済受領の面から見ても、世帯の代表者が世帯の他の構成員を代表しているもので、弁済の代理受領権も認められ、事実として同一世帯を構成する複数人の各債権に対する弁済の受領を一括して行っているものといえる。

こうした請求及び受領の態様から、形式上は世帯の代表者に対してなされている賠償金の支払であっても、かかる代表者に対する賠償金の支払は当該世帯の構成員全員に発生した損害を填補するものと考えられ、この意味において世

帯内部における構成員同士の弁済の相互充当が認められなければならない(民法479条)。

実際に、本件事故に関する千葉地判平成31年3月14日は、「被告東電の子供に対する既払い金は、子供の生活のための費用増加や監護に要する手間の増大等も考慮したものであり、同一世帯は、家計を共通にすることから、充当に際し、同一世帯内では、名目上うち1人の原告に対する既払い金であっても、世帯の構成員全体の損害にてん補するものとし、世帯番号1の原告らの全員の関係で充当することとした」(乙A156の1・371頁)として、構成員全員が原告となっている世帯番号1に関して、一人の構成員に対する弁済について、その認容額を上回る超過部分について、他の構成員に対する請求に充当を認めた。

そのみならず、上記裁判例は、上記引用部分に続けて「以下、他の原告らについても、同一の世帯に属する原告らについて同様とする。」(乙A156の1・371頁)と説示して、構成員の一部のみが原告となっている場合に、原告でない構成員に対する支払額も、原告となった構成員の請求に対して充当を認めた(上記裁判例における原告番号3, 4に対する充当の例)。

2 被告東京電力のADR手続の実態を踏まえても世帯構成員間での弁済の相互充当が認められるべきであること

(1) 自主的避難等対象者との間のADRの実態

ADR手続において、原子力損害賠償紛争解決センターにおける和解の仲介を進めていく上で参照されている総括基準3-4において、「賠償は、本来は、個人単位で行われるものであるが、実際の和解案の作成に当たっては、家族等のグループに属する複数の者(滞在者を含む。)に生じた実費等の損害を合算したり、これらの者に係る中間指針追補記載の上記金額を合算したりするなど、グループ単位での計算をすることを妨げない」(乙A179)とされ、世帯単

位での損害認定をし、世帯に対する既払い額を世帯単位で充当するという運用がなされている。例えば、世帯番号1-153（原告番号1305～同1306）の世帯が申し立てたADR手続の和解契約書（乙A180）では、就労不能損害以外は、当該世帯の各構成員に生じたと思われる避難費用（交通費及び宿泊御礼）を世帯単位で損害認定をしており、具体的に世帯のどの構成員に生じた損害であるかについては認定されておらず、また、被告東京電力の世帯番号1-153の世帯構成員に対する既払金は、世帯単位での充当がなされている。

かかる運用は、被告東京電力が世帯に対する弁済額については世帯構成員間で相互に充当されるべきであるとの主張と軌を一にする実務運用であり、かかる被告東京電力の主張が、自主的避難等対象者等の世帯内における損害の発生の実情に照らし、十分に合理性を有する考え方であることが裏付けられている。

実際に、ADR和解案においては、世帯構成員のうち誰に生じた損害であるかを問わず、あたかも家団であるかのように、世帯単位で生じた損害を認定した上で、その世帯単位の損害総額に対して、被告東京電力が直接請求に対して賠償した当該世帯への総賠償額を個々人に分解せずに、総額として既払い控除するという運用がとられている。このような運用は、世帯単位で生じている損害の実情に即したものである。

同様に、本件訴訟における弁済の充当を考えるに当たっても、世帯の代表者に対してなされた賠償金の支払を当該世帯代表者個人のみへの損害に対する賠償であると扱うことは極めて不合理な結果をもたらすのであって、本件訴訟における弁済の充当に当たっては、既払い額の支払いの名宛人には拘泥せずに、世帯単位での賠償額に基づく弁済の充当が認められるべきである。

（2）避難等対象者との間のADR手続の実態

ADR手続においては、避難等対象者に関する和解についても、自主的避難

等対象者に関する和解についても、自主的避難等対象者に関する前記（１）の取扱いと同様に、世帯単位での損害認定をし、世帯に対する既払い額を世帯単位で充当するという運用がなされている。

（３）小括

以上のとおり、ADR 手続において、被告東京電力は、世帯単位で損害を捉え、実際に賠償を行っている。したがって、このようなADR 和解における賠償の実情からしても、世帯構成員間での弁済の相互充当が認められるべきである。

3 被告東京電力の賠償は、世帯の共同生活の基礎となる生活の再建に向けられた賠償であること

さらに、被告東京電力が支払う賠償金は、世帯の構成員に共通する損害の填補に充てられるべきものであり、世帯に対する賠償であると評価される必要がある。

すなわち、同一世帯は生計を共通にし、いわゆる「財布は１つ」の状態にある。例えば、不法行為の過失相殺（民法 722 条 2 項）に関する判例には、いわゆる「被害者側の過失」として「被害者と身分上ないしは生活関係上一体をなすとみられるような関係にある者」の過失を斟酌したものがあがるが（最判昭和 42 年 6 月 27 日民集 21 卷 6 号 1507 頁）、これは、同一世帯（家族）が経済的・社会的に一体であること（「財布は１つ」）を重要な考慮要素としたものと解される⁶。

⁶ 四宮和夫「事務管理・不当利得・不法行為（下）」（青林書院、1985年）632頁、窪田充見「不法行為法（第2版）」（有斐閣、2018年）431～433頁。

これらの損害に対する賠償は、名目上は世帯構成員のうち1人の原告に対する既払い金であっても、その性質上は世帯の共同生活の基礎となる生活の再建に向けられた賠償であって、実質的には、「財布は1つ」の関係にある世帯の構成員全員に対する損害の填補として支払われているといえる。

したがって、賠償金は世帯の構成員全員の損害を填補するものとして、世帯構成員の損害に当然に弁済充当されるべきであり、また、そのような充当を認めることが当事者の合理的意思にも合致する（以上、乙A162・9～13頁、乙A181・4頁、11～13頁、15頁）。

特に、自主的避難等対象区域の居住者に対する被告東京電力の自主賠償は、「不安」に対する慰謝またはその不安に対処するための費用を対象とするものであるところ、その実質は、名目上賠償の名宛人となっている者を越えて、家庭共同体全体（世帯）がその被害（不安やそれに対処するための費用の支出）を受け、また賠償によってその被害を慰謝・回復するものである。

すなわち、自主的避難等対象区域の居住者に対する被告東京電力の自主賠償基準においては、妊婦・子供についてそれ以外の者よりも賠償額が高く設定されているが、これは妊婦・子供自身が大きな被害を受けることによるものというよりも、放射線への感受性が高い可能性が認識されている妊婦・子供が世帯内にいることによって家庭共同体（世帯）が全体として被害を受け、そのような被害が世帯全体に対する賠償によって回復されるという実質を有するものといえる（以上、乙A182・8～10頁）。

したがって、既払い金の充当に際して、当事者の合理的意思に鑑みれば、世帯の構成員全員の損害に填補されるべきである。

第6 被告東京電力準備書面（26）及び同（28）における弁済の抗弁の主張が時機に後れたものではないこと

1 原告らの主張

原告らは、被告東京電力準備書面（26）及び同（28）における弁済の抗弁の主張に関して、被告東京電力は、原告らに対する裁判外での弁済状況をより早期の段階から把握していたはずであり、訴訟の最終局面においてこれを主張することは訴訟を遅延させるものであるから、時機に後れた攻撃防御方法（民事訴訟法第157条第1項）として却下されるべきであると主張する。

しかしながら、以下で述べるとおり、被告東京電力の弁済の抗弁に係る主張は、いずれも時機に後れた攻撃防御方法には当たらず、これにより訴訟の完結の見込みを遅延させるものではなく、被告東京電力に故意又は重過失もないから、原告らの主張は失当である。

2 精神的損害及び財産的損害の賠償額の総額をもって弁済の抗弁に充てるとの主張が時機に後れたものでないこと

(1) 精神的損害及び財産的損害の賠償額の総額をもって弁済の抗弁に充てるとの主張は、新たな事実の主張を伴うものではないこと

各原告に対する具体的な弁済状況について、被告東京電力は、従前より、財産的損害の支払額を含む賠償総額を具体的に明らかにしており（平成31年3月15日付け被告東京電力準備書面（22）及び令和元年9月3日付け被告東京電力準備書面（23））、精神的損害及び財産的損害の賠償額の総額をもって弁済の抗弁に充てるとの主張を行う以前から、本件事故によって原告らに生じ得た全損害は、財産的損害の賠償を含む被告東京電力の公表賠償額によっていずれも填補されている旨の主張を行ってきた（平成30年9月5日付け被告東京電力準備書面（19）、同日付け被告東京電力準備書面（20）、平成31年1月22日付け被告東京電力準備書面（21））。

これに対して、原告らは、被告東京電力による財産的損害の賠償状況については何ら具体的な応答をしてこなかったものである。

このように、本訴請求分に限らない、被告東京電力の原告らに対する賠償金支払の事実及びその金額については、以前から一貫して顕出されて、審理の対象とされてきたのであり、今回の弁済の抗弁の主張は、何ら新たな事実主張を伴うものでない。

(2) 精神的損害及び財産的損害の賠償額の総額をもって弁済の抗弁に充てるとの主張は予測不能な法的論点を提示するものではないこと

前記第2の2及び第2の3において述べたとおり、最高裁判例においては、同一の請求権を構成するものについて細目ごとにそれぞれ独立の損害賠償請求権が成立するという扱いはとられておらず、費目相互間の融通も認められている（前掲・最判昭和48年4月5日民集27巻3号419頁，同最判に係る最高裁判所判例解説（最高裁判所判例解説民事篇（昭和48年度）458頁）。実際にも、生活費増加分や避難に要した費用等の財産的損害が賠償によって填補されれば、かかる賠償によって平穏な生活が回復することに伴い精神的苦痛は慰謝されることになる。

したがって、被告東京電力がこれまで明らかにしてきた精神的損害及び財産的損害の賠償額の総額をもって弁済の抗弁に充てるとの主張は、最高裁判決が判示する請求権の考え方に合致するものであって、何ら予測不能な法的論点を提示したりするものではない。

むしろ、①財産的損害の賠償が原告らの本訴請求（一部請求）外においてなされることそれ自体によって、かかる財産的損害の発生に伴う精神的苦痛が慰謝される関係にあること、②原告らも本訴請求を基礎付ける事情として原告らの財産的損害の発生に係る事情を主張していること、③そもそも財産的損害の賠償請求権と精神的損害の賠償請求権は請求権として1個であり、別個の請求権を構成しているものではなく、精神的損害の賠償額を定めるに当たって財産的損害の状況を加味、考慮することが裁判実務上も行われており、両者はそも

そも截然と区別できるものではないことなどからしても、財産的損害に対する既賠償額は、原告らの精神的損害の賠償請求に対する弁済の抗弁として位置付けられた上で検討されるべき主張であって、重要な主張である。

(3) 小括

以上より、精神的損害及び財産的損害の賠償額の総額をもって弁済の抗弁に充てるとの主張の提出は、当該主張の提出以前に審理されてきた事実を何ら超えず、原告らにとって不当な新たな事実関係を突如として主張するものでもなく、既に審理済みの事実関係を踏まえて法的主張として整理し、指摘したものであって、これによってことさら訴訟の完結を遅延させることとなるものでもない。

したがって、かかる弁済の抗弁の主張は、何ら時機に後れた攻撃防御方法には当たらず、原告らの主張は失当である。

3 世帯構成員間での弁済の相互充当が認められるべきであるとする主張が時機に後れたものではないこと

前記第5においても述べたとおり、裁判外における被告東京電力の賠償は、世帯構成員全員に支払われるべき賠償金を世帯代表者が一括して被告東京電力に請求し、被告東京電力は請求を行った代表者に対して当該世帯の構成員全員分をまとめて支払っており、世帯代表者が請求及び弁済の受領に当たり、他の世帯構成員からの委任を受けて代表している。このような賠償金の中には、世帯構成員に共通する経済的利益の填補に充てられるべきものがあり、これらは支払の性質上も特定の世帯構成員個人の損害のみならず、世帯の構成員全員に共通する損害を填補するものであるため、「世帯」に対して支払われている被告東京電力の裁判外の賠償金の支払については、その名宛人を超えて、当該「世帯」構成員各人の精神的苦痛を慰謝する性質を有するものが多く含まれている。

世帯構成員間での弁済の相互充当が認められるべきであるとする主張は、訴外の世帯構成員に対する賠償状況という限りでは新たな事実関係の主張を含むものの、以上のとおり、本件事故による原告らの損害が本来的に世帯単位で把握されるべき性質のものであり、裁判外における被告東京電力の賠償についても世帯の構成員全員に共通する損害を填補するものとして支払われていることを踏まえて、原告らが主張する世帯単位での損害及びこれに対する慰謝・填補の実情をありのままに直視して、これに即した損害充当がなされる必要があると主張するものであって、原告らにとって不意打ちとなる新たな事実関係や予測不能な法的論点を提示したりするものではなく、これによってことさら訴訟の完結を遅延させることとなる主張ではない。

また、かかる弁済充当が認められないとすると、原告らの世帯の構成員に対する賠償に過払が生じていた場合に、被告東京電力が返還を求めるためには、不当利得返還請求を求める別訴等を行わなければならないことになるが、別訴提起による被告東京電力の負担及び原告らにとっての応訴の煩は極めて大きく、紛争の早期解決・一次的解決という理念にも著しく反する結果となるから（同旨「弁済の充当」太田昇・判例タイムズ268号178頁）、上記の弁済充当に関する主張は、むしろ紛争の一次的解決に資するものである。

したがって、世帯構成員間での弁済の相互充当の主張は、何ら時機に後れた攻撃防御方法には当たらず、原告らの上記主張は失当である。

4 被告東京電力に故意・重過失がないこと

上記のとおり、精神的損害及び財産的損害の賠償額の総額をもって弁済の抗弁に充てるとの主張、世帯構成員間での弁済の相互充当が認められるべきであるとする主張のいずれについても、本件において、これによってことさら訴訟の完結を遅延させることとなるものではないから、そもそも時機に後れた攻撃防御方法には当たらず、被告東京電力が被告東京電力準備書面（26）及び同（28）に

においてこれらの主張を行ったことが、被告東京電力において訴訟の遅延に関する故意又は重過失に基づくなどということは全くない。

本件事故に関する原子力損害賠償に関する裁判例については、近年順次言い渡されているところであり、被告東京電力においてもこれらの他の同種事件における裁判所の判断内容も踏まえて主張を検討し対応している実情にあり（この点は原告らにおいても同様であると思われる。）、これらの裁判例においても、精神的損害と財産的損害の関係、弁済充当に関する世帯内融通の考え方が示されていることも踏まえて、上記主張をしたものであって、何らそれ以上の意図を有するものではない。

5 小括

上記のとおり、一部の財産的損害の賠償との合計額をもって弁済の抗弁に充てるとの主張、世帯内融通の主張のいずれについても、本件において、これによってことさら訴訟の完結を遅延させることとなるものではなく、時機に後れた攻撃防御方法には当たらず、被告東京電力が被告東京電力準備書面（26）及び同（28）においてこれらの主張を行ったことが、被告東京電力において訴訟の遅延に関する故意又は重過失に基づくということも全くない。

したがって、上記両主張が、時機に後れたものであり却下されるべきであるとの原告らの主張は失当であり、およそ理由がないものである。

そして、被告東京電力による上記両主張については、裁判外で行われている賠償金の充当に関する極めて重要な主張であり、同様の主張は、同種訴訟においても既に行っているか、今後行う予定であり、今後の先例にもなり得る本訴訟においても、この点については十分に考慮いただいた上で、相当な弁済充当の考え方をお示しいただきたいと考える。

以 上